

徳島県告示第五百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十月二十八日から令和八年二月二十八日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年十月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社しまむら	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
号	埼玉県さいたま市大宮区北袋町二丁目六〇二番一	高橋 維一郎	

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ国府店B敷地

所在地 徳島市国府町観音寺字式反田六二四番地一ほか

3 変更事項

(一) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 面積

六九平方メートル

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 面積

四〇・二平方メートル

(二) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 容量

二七・六立方メートル

変更後

(1) 位置

縦覧に供する添付書類に示すとおり

(2) 容量

二九・〇立方メートル

(三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 荷さばき施設B一 午前五時から午後十時まで

荷さばき施設B二 午前零時から午後十二時まで

荷さばき施設B三 午後十時から翌日の午前五時まで

変更後 荷さばき施設B 午前零時から午後十二時まで

4 変更年月日

令和七年十月一日

二 届出年月日

令和七年九月三十日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年十月二十八日から令和八年二月二十八日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。